

号外第15（令和4年11月4日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

△ 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則【環境創造局経理経営課】 2

△ 横浜市埋立事業財務規則の一部を改正する規則【港湾局経理課】 3

△ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 4

【水道局】

△ 横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程【経理課】 5

【交通局】

△ 横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程【経営管理課】 6

【医療局病院経営本部】

△ 横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程【病院経営課】 7

規 則

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第74号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（昭和39年3月横浜市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項第1号中「横浜手形交換所又は東京手形交換所の加盟者」を「手形交換所の加入者」に、「若しくはその加盟者」を「又はその加入者」に、「横浜市又は東京都」を「全国の区域」に、「呈示期間」を「提示期間」に、「呈示」を「提示」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市埋立事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

令和4年11月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第75号

横浜市埋立事業財務規則の一部を改正する規則

横浜市埋立事業財務規則（昭和32年3月横浜市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項第1号中「横浜手形交換所若しくは東京手形交換所」を「手形交換所」に、「加盟者」を「加入者」に、「横浜市、川崎市又は東京都」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第76号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第68条第1項中「午前中」を「各日の午前中」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この項本文に規定する期間内に受入済通知書、公金収納内訳票及び公金日計票を提出することができないことについて、やむを得ない理由があると会計管理者が認めた場合は、この限りでない。

第105条第1項第1号イを次のように改める。

イ 手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とするものであること。

第105条第1項第1号ウ中「横浜手形交換所又は東京手形交換所における交換に参加する金融機関の店舗の所在する地域」を「全国の区域」に、「呈示期間」を「提示期間」に、「呈示を」を「提示を」に改める。

第124条第1項に次の1号を加える。

(56) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

第126条第1項第4号中「第124条第1項第55号」の次に「及び第56号」を加える。

第127条ただし書中「及び第55号」を「、第55号及び第56号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水 道 局

横 浜 市 水 道 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 4 年 11 月 4 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者
水 道 局 長 山 岡 秀 一

水 道 局 規 程 第 13 号

横 浜 市 水 道 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 局 会 計 規 程 (昭 和 36 年 4 月 水 道 局 規 程 第 9 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 54 条 第 3 号 及 び 第 4 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(3) 小 切 手 等 の 支 払 人 は 、 手 形 交 換 所 に 加 入 し て い る 金 融 機 関 又
は 当 該 金 融 機 関 に 手 形 交 換 を 委 託 し て い る 金 融 機 関 で あ る こ と
。

(4) 全 国 の 区 域 を 支 払 地 と 定 め た 小 切 手 等 で あ る こ と 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

交 通 局

横 浜 市 交 通 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 4 年 11 月 4 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 22 号

横 浜 市 交 通 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 交 通 局 会 計 規 程 (平 成 26 年 3 月 交 通 局 規 程 第 1 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 37 条 第 1 項 1 号 イ 中 「 支 払 人 は 金 融 機 関 で あ っ て 、 横 浜 手 形 交
換 所 の 加 入 者 又 は 当 該 加 入 者 に 手 形 交 換 を 委 託 し て い る 者 で あ る こ
と 。 」 を 「 手 形 交 換 所 に 加 入 し て い る 金 融 機 関 又 は 当 該 金 融 機 関 に
手 形 交 換 を 委 託 し て い る 金 融 機 関 を 支 払 人 と す る も の で あ る こ と 。
」 に 改 め る 。

第 37 条 第 1 項 1 号 ウ 中 「 横 浜 市 」 を 「 全 国 の 区 域 」 に 改 め 、 「 呈
示 期 間 」 を 「 提 示 期 間 」 に 改 め 、 「 呈 示 を 」 を 「 提 示 を 」 に 改 め る
。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

医 療 局 病 院 経 営 本 部

横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年11月4日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第12号

横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計規程（平成17年3月病院経営局規程第31号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項第1号中「横浜手形交換所又は東京手形交換所の加盟者である金融機関又はその加盟者に交換を委託している金融機関を支払人とし、横浜市又は東京都を支払地と定めたもので、提示期間内に支払のための提示をすることができるもの」を「手形交換所に加入している金融機関若しくは当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、全国の区域を支払地と定めたもので、提示期間内に支払のための提示をすることができるもの」に改める。

第88条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に納入通知書又は納付書の受入済通知書及び横浜市公金収納内訳票を提出することができないことについて、やむを得ない理由があると金銭企業出納員が認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。